

特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要

| 特定行為の種類 | 利益相反回避措置の概要 |
|---|---|
| <p>当社と格付関係者との間で利益相反関係を有する場合</p> | <p>当社が格付関係者として発行する有価証券（金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第17号に掲げる有価証券（同項第1号及び第2号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）を除く。）の保有者（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第308条第2項に該当する者を含む。）である場合。</p> |
| <p>当社がデリバティブ取引（当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに限る。）に関する権利を有する者（業府令第308条第2項に該当する者を含む。）である場合。</p> | <p>同上</p> |
| <p>当社が格付関係者から融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を受けている場合。</p> | <p>当社が格付関係者との間で、左に掲げる関係を有する場合には、当該格付関係者に対して格付を付与しない。 格付委員会は、その開催に先立ち、当該信用格付に関し、当社が格付関係者との間で左に掲げるいずれかの関係を有していないかを確認し、認められた場合には、当該格付関係者に対して格付を付与しないものとする。</p> |
| <p>当社の総株主等の議決権の100分の5以上の議決権（業府令第16条に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合。</p> | <p>同上</p> |
| <p>格付関係者が、信用格付業者が発行する有価証券の引受人となる場合。</p> | <p>同上</p> |
| <p>格付関係者から信用格付行為に係る役務以外の役務の対価として多額の(1億円以上をいう。)金銭その他の財産上の利益を受けている場合。</p> | <p>営業部及びフィッチ・ソリューションズは、関連業務又はその他業務に関する役務の対価に関する情報を、格付部門に伝達してはならない。 格付担当者は、格付関係者との間の手数料や支払いに関する話し合いを開始したり、これに参加してはならない。かかる協議は、すべて営業部の構成員が担当するものとする。格付担当者が、格付関係者から格付手数料に関する照会を受けた場合には、営業部の構成員にその対応を委ねるものとする。</p> |
| <p>当社が、証券の格付関係者に対して、いかにして希望する信用格付を得られるかについて助言を与えた場合。</p> | <p>当社は、左に掲げる助言を行った旨格付アナリスト及びその他の者から申告があった場合、当該債務者又は証券について信用格付の付与又は維持を行わないものとする。</p> |
| <p>当社の役職員と格付関係者について利益相反又はそのおそれがある場合</p> | <p>格付委員会は、その開催に先立ち、当該信用格付に関し、左に掲げる取引等の有無を確認し、認められた場合、当該格付担当者を格付付与の過程に関与させないものとする。 格付担当者は、有価証券取引等を行うのに先立ち、当該取引が左に掲げる関係に明確には該当しないものの、それに該当するか否かについて疑いがある場合、予め法令等遵守責任者に通知のうえ、その指示を仰ぐものとする。 当社の役職員は、暦年末現在における役職員の有価証券等の保有状況に関する報告を、各暦年末から45日以内に、法令等遵守責任者宛行うものとする。また、当社の役職員は、有価証券等の保有状況に変化があった場合、有価証券等の取引に関する報告書にその旨を記載のうえ、法令等遵守責任者に提出するものとする。</p> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | <p>格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに準ずる者（当該格付関係者との間のその他の重要な事業上の関係を有する者を含む。）である場合（かかる関係を、最近1年間有していた場合を含む）。</p> | <p>格付委員会は、その開催に先立ち、当該信用格付に関し、密接な関係の有無を確認する。左記の密接な関係が認められた場合、当該格付担当者を、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与させないものとする。 法令等遵守責任者は、格付担当者が格付関係者と密接な関係を有していないか、また、かかる関係が認められる場合には適切な措置が講じられているかを少なくとも年1回及び必要に応じて検証する。</p> |
| | <p>格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに準ずる者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。）である場合。</p> | <p>同上</p> |
| | <p>格付担当者が当該格付関係者が発行者である有価証券（法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第17号に掲げる有価証券（同項第1号及び第2号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）を除く。）の保有者である場合。</p> | <p>格付アナリストが、(a)格付関係者又はその証券に対する信用格付の付与に従事することを合理的に予想できる場合、(b)格付関係者又はその証券に関する格付アクション（格付委員会の開催など）への参加を求められることを合理的に予想できる場合、又は、(c)特定の業種又はセクターの格付関係者又はその証券に対する信用格付の付与又は維持に通常従事するチームの一員である場合、格付アナリストは、当該格付関係者（又はその関連事業体の証券の保有者が利益相反を招くか又はそのように認識される可能性がある場合は、当該関連事業体）の証券について保有又はその他のいかなる取引も原則として禁止される。（コンプライアンス・マニュアルII2.） 格付委員会は、その開催に先立ち、当該信用格付に関し、密接な関係の有無を確認し、左記の密接な関係が認められた場合、当該格付担当者を、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与させないものとする。 法令等遵守責任者は、格付担当者が格付関係者と密接な関係を有していないか、また、かかる関係が認められる場合には当該格付担当者を当該信用格付付与の過程に関与させていないかを検証する。 当社の役職員は、暦年末現在における役職員の有価証券等の保有状況に関する報告を、各暦年末から45日以内に、法令等遵守責任者宛行うものとする。また、当社の役職員は、有価証券等の保有状況に変化があった場合、有価証券等の取引に関する報告書にその旨を記載のうえ、法令等遵守責任者に提出するものとする。</p> |
| | <p>格付担当者がデリバティブ取引（当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに限る。）に関する権利を有する者である場合。</p> | <p>同上</p> |
| | <p>格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行う場合。</p> | <p>格付担当者は、自らが関与する信用格付に係る格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として、自ら働きかけを行ってはならない。 かかる働きかけの防止に努めるために、法令等遵守に関する研修等を実施する。</p> |
| | <p>当社の役職員でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合。</p> | <p>当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付（当社の役職員でなくなった日前2年間に当該格付アナリストが付与に係る過程に関与した場合に限る。）の妥当性を複数の格付アナリストからなる委員会によって検証する。</p> |
| | <p>当社の役職員が、贈答品、金銭その他の便益を受領した場合。</p> | <p>贈答品は、贈り主に対して返却する等の措置をとり、その際の書簡の写しを法令等遵守責任者に提出するものとする。 金銭その他の便益については、会議等に伴い相手方から提供される文具、食事等業務上必要と認められるもので、且つ、同一日において従業員一人あたりの総額が25米ドル又は3000円のいずれか低い金額相当を超えない場合に限って許容される。</p> |
| | <p>当社の役職員が、証券の格付関係者に対して、いかにして希望する信用格付を得られるかについて助言を与えた場合。</p> | <p>当社の役職員が、左に掲げる助言を行った旨格付アナリスト及びその他の者から申告があった場合、当社は、当該債務者又は証券について信用格付の付与又は維持を行わないものとする。</p> |
| <p>その他の利益相反又はそのおそれがある場合</p> | <p>その他、利益相反又はそのおそれがあると判断される場合。</p> | <p>格付アナリストは、本紙に掲げられていない行為であっても、利益相反又はそのおそれがあるとの懸念がある場合、格付委員会の開催前に法令等遵守責任者又はその指名する者にその旨を報告のうえ指示を仰ぐ。 法令等遵守責任者又はその指名する者は、必要に応じて、弁護士等を含む社内外の専門家と連携を図り、対応策を当該格付アナリストに伝達する。</p> |